

市原市五井村
山崎家文書

天保 10 年

為取替議定一札之事
五井浦海苔日々木仕立てについて

平成 20 年

市原の古文書研究会

古文書學習会（講師=秋葉 平先生）テキストから
明治3年（1870）、鶴舞藩御普請御用金請け書 山岸弘明

先月に続いて茂原市の立木村「高橋家文書」から。慶應4年（明治元年）、鳥羽伏見の戦いに始まつた明治維新の戦いの勝利で明治新政府が誕生、徳川家は15代將軍慶喜が隠居、田安龜之助（家達）をもつて駿河一円、遠江、陸奥（三河に変更）のうち70万石で辛くも存続が認められた。旧領を徳川宗家に引き渡すことに決まつた7大名家に房総旧旗本領、幕府直轄領への玉突き転封が命じられた。浜松井上家は表高6万石、代々老中などの幕府要職を歴任した名門譜代大名で、その国替え先は市原郡を中心に埴生郡、長柄郡、山辺郡の一部と旧領飛び地で残つた播磨国の2郡であった。明治元年12月先発隊が、翌2年2月には藩主正直とその家族も仮本營となつた長南町の今関勘九郎家に到着、ただちに市原郡石川村の桐木原の原野を開発して鶴舞城の建設にとりかかった。本書は築城にあたつて新しい所領の富豪らにあてた御用金割り當て兼請け書の写し、鶴舞城築城の記録は少なく貴重な第1級資料といえる。

「高橋家文書」に詳しい秋葉先生の解説では、高橋家は水野鶴牧藩領大庄屋時代、①嘉永3年海防修理費100両、②安政2年地震普請御用100両、③万延元年蛎殻町屋敷替え1000両を相次いで献金しており、今回の1500両を加え合計2700両、現在に換算すると2億7千万円ほどになるという。江戸時代多くの農民たちは貧苦の生活を余儀なくされたなか豪農たちに富が集中し、それをあてにした大名家のなりふり構わぬ金策ぶりも垣間みえる。

文書前年の明治2年、諸藩主は「版籍奉還」を願い出鶴舞県に、そして翌4年「廢藩置県」鶴舞城（藩庁舎）は工事なれば終結を迎えることになる。ちなみにこの年の鶴舞営繕費（築城経費）歳出は金5万両余。高橋家などの御用金が請け書どおり献金されてこの中に含まれたかどうか確認することはできない。

差し上げ奉る御受け一札のこと

一金五百両 上永吉村（茂原市）（千葉）弥治馬
一金五百両 立木村（茂原市）（高橋）喜惣治
一金五百両 小草畠村（市原市）（鳥海）弥惣治
一金三百両 箕輪村（茂原市）（石倉）権一郎
一金両 松崎村（市原市）（東条）喜惣治（この後、茂原村1名を省略）
一金両 上高根村（市原市）（永野）精三郎（この後、長柄町2名を省略）
右は今般鶴舞御普請御用につき前書のとおり調達方仰せ付けられ承知畏み候、これにより御請け一札差し上げ奉り候ところ、よってくだんのごとし。

明治三年正月 弥治馬、喜惣治、弥惣治、権一郎、喜惣治、精三郎（ほかを省略）
(鶴舞県) 牧民局 御役所



鶴舞城址

白居易集卷之九

白居易集卷之九

脚踏青苔石，身攀翠竹枝。
脚踏青苔石，身攀翠竹枝。

伊豆の島の宿村の金の島

山中海舟之子

高

伊頬林山房

正月

新歌歌合

新作

伊頬林山房

新作

伊頬林山房

新作

伊頬林山房

新作

伊頬林山房

新作

伊頬林山房

新作

十句詩
年後
丁巳

海國圖志

卷之三

此卷後序
明人題

滿弓樓林之興亡
同余仕人公之方正

主故陳之謂
子也

丁巳仲夏
王之春書

上虞縣市長於少東

天倫子

中流長有常

中海長春堂



山東高氏



利多



權之印



古博



洪之印



長之印



白君



利多



山之印



少華村



利多



村印



中海長春堂



利多



卷之三

十六

月

日

月

日



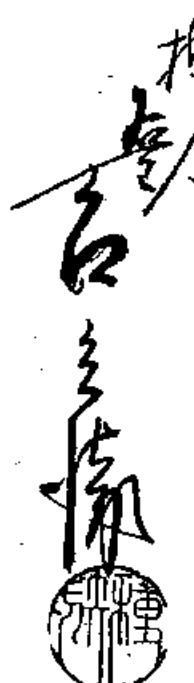
山利平
之印

少華村

利之印

仲尼廟

村



西廟村

四

日



四

日

月

日

月

日

月

日

月

日

門

七

宋

綱

中

為取替議定一札之事

南五井、出津、岩崎新田右村和同、當、九月中、

御領主様江奉歎願候去ル天保四巳年五井

浦、海苔日々木為磯相仕立度趣、近江屋甚兵衛より

御領主様江奉御窺候處、兩五井、出津、岩崎

新田浦方稼、差支之有無、御調候處、右

村々差障り無之趣、御受奉承伏候ニ付右願之通

被仰付然處、先年相仕立発舟之砌より追々

高之方江引上ケ候故歟、貝類蚶子等の湧方茂

相減、小前一同迷惑之趣、申出候得共兼而被

仰渡候御趣意を重じ、村役人共ニ而差當

候處、再三、不得止事申出候ニ付、不顧恐をも

當、御領主様江、海苔日々木相止度趣、

奉歎訴候處、種々御利解被御聞奉恐入

然處、御調中、同御領分より、扱人立入双方

懸ケ合ひ之上、行違之、廉々ハ扱人ニ而貰受

納得、熟談仕候、趣意左ニ記。

五井浦、海苔日々木者、當亥年相仕立
場所者、其素形ニ而差置、来る子三月
下旬ニ至り候ハバ早々抜扱、来ル子年より
海苔日々木仕立之義者、貝類蚶子肥取妨ニ
不相成様、最初為礪相立候素形ニ准じ
其年之時宣ニ依、川水潤、宜敷場所五井
浦方稼村々、海苔日々木仕立人、双方立合
之上故障無之場所江相仕立可申告、依て
為後證之為取替議定一札、如件。

上總國市原郡北五井村

百姓代 喜三郎

天保十年亥年十一月 組頭 清左衛門

中嶋 長右衛門

岩崎新田

百姓代 新助

組頭 利三郎

名主 権三郎

為取替議定一札之事

南五井、出津、岩崎新田右村々一同、當九月中御領主様江、奉歎願候、去ル天保四巳年、五浦海苔日々木為磯相仕立度趣、近江屋甚兵衛より御領主様江奉御窺候處、両五井、出津、岩崎新田、浦方稼差支之、有無、御調候處、右村々差障り無之趣御受奉承伏候ニ付右願之通り被仰付然處、先年、相仕立発船の砌より、追々、高の方江引上げ候故歟、貝類蚶子等之湧方茂相減、小前一同迷惑之趣、申出候得共兼而仰渡候御趣意を重じ村役人共ニ而差當候處再三不得止事申出候ニ付不顧恐をも、當、御領主様江、海苔日々木、相止度趣奉歎訴候處、種々、御利解、被御聞奉恐入然處、御調中間、御領分より扱人、立入双方懸ケ合之上、行違之廉々ハ、扱人ニ而、貰受、納得熟談仕候、趣意左ニ記。

五井浦海苔日々木者、當、亥年、相仕立場所者、其素形に而差置き来る三月下旬ニ至り候ハバ早々抜払、来ル、子年より海苔日々木仕立之義者、貝類蚶子肥取妨ニ不相成様、最初為磯相立候、素形ニ准じ其年之時宣ニ依、川水濶宜敷場所五井浦方稼、村々海苔日々木仕立人双方立会之上故障無之場所江、相仕立可申答、依而、為後證之、為取替議定一札如件

天保十亥年十一月

上総国市原郡北五井

百姓代

喜三郎

(印)

組頭

清左衛門

(印)

岩崎新田

百姓代

喜三郎

(印)

組頭

新助

(印)

百姓代

利兵衛

(印)

組頭

權三郎

(印)

中嶋長右衛門

(印)

百姓代

八郎右衛門

(印)

組頭

五郎兵衛

(印)

百姓代

久三郎

(印)

同

利平次

(印)

組頭

山三郎

(印)

河岸

百姓代

八郎右衛門

(印)

組頭

五郎兵衛

(印)

名主

長左衛門

(印)

北五井村

百姓

海苔師惣代

名請人

御領分六ヶ村惣代

利三郎 (印)

村上村

扱人

名主

西広村

吉兵衛 (印)

忠平衛 (印)

同

同

中

南五井村

百姓代

組頭
名主

新会員から一言

親不^幸之極

山崎正夫

父の存命中の話である。都市計画で家の土蔵を立て替えるのを契機に、その時まで古い土蔵で眠っていた近世村方文書を整理、再保管したいと思った父は私に意見を求めた。勿論、私は賛成して、「どうせするなら、文書目録をつくり、解説をつけて管理した方がよい。その仕事は俺がひきうけるよ」と約束した。父は大変喜び、完成したら文書目録の表紙にして欲しいと、硯箱から筆を取り出し「近世村方文書目録　山崎家所蔵」と上質紙に書いて私に渡した。

それから数年して父は他界したが、父の存命中どころか、現在に至っても父との約束は果たせていない。このことで何も催促がましい態度は見せず、逝った父、あの

時のうれしそうな顔を思い出すと申し訳ない気持ちでいっぱいだ。

この四月以降、遠影の前に座ると、「お前も退職して、時間が出来ただろから、今度こそ頼むぞ」と言われているような気がして、

最近では時間を決めて机に向かうことにしている。

とは言つても、私の力量では史料を前に一步も進まず一日が終わることが多い。しかし、今をおいて父との約束を果たせる時はないと思い、悪戦苦闘の連日である。

最近、整理して興味を引いたのは天保四年（一八三三年）の南五井村の「宗門人別懇寄寄上帳」と「為取替申證文之事」（一七七〇年）であった。

前者からは南五井村で当時、新田開発が相当進んでいたこと、出作越石が総石高の約二四%であったことがわかる。農地を手放す農民の悲鳴が聞こえる。

後者は五井・平田の西村が西広

村内の用水路改修補領に一二両を払うことで合意した文書。「水論」はこの市原郡内でも多かったのだ。

古文書が語る五井

村の事件簿（第一回）

「酒の上の喧嘩騒動」

山崎正夫

（一）事件の発生

事件は世情騒然とした幕末、文

八元丙年（一八六一年）の夏に起

つた。

五井百姓与市が同年七月二十日夕方の四時頃、長柄郡本納村百姓作兵衛の伴・榮太郎と口論となり、翌日二十四日の夜十時頃に与市は死亡した。当然に、与市の遺族から訴訟が出されたが、代官所が仲裁に入り、示談が成立した。以下は示談の概要である。

当該者

（原告）上総国市原郡五井村百姓与市妻ま津

（被告）上総国長柄郡本納村百姓作兵衛
伴榮太郎

帰省が許された。途中、親友の五井村の与市宅を訪問することを思いたつた。そこで二人は久しぶりの再会に、話も弾んだ。酒徳利もだいぶ並んだ。その内、つまらぬ事で二人は口論となり、取つ組み合いとなつた。最初は、与市が榮太郎に手を出し、榮太郎が与市を振り払うと、なおも追いかけてきた。その時、与市は表入り口の敷居に横転したが、二人とも「粹醒シ候儀」を詫びた。

しかし、翌日の二十四日夜、八時頃与市の容態が急変、意識不明となった。驚いた家族は村の医師高橋玄信に往診を頼んだ。『卒中』という診断であった。妻のま津や親類はいろいろ手を尽くしたが、二時間後の十時頃に与市は息を引き取つた。

調査の結果、これは「余病ニテ相果テ候」となつた。榮太郎も親友・与市の死を「愁傷」に感じてゐる。

榮太郎は江戸に奉公していくが、

従つて、妻のま津、親類は訴訟を取り下げるに同意して、

同連印済口証文を作成した。

（証文）が作成され、このナメ司三

古文書が語る 五井村の事件簿

(第二回)

「天保の大飢饉と百姓の借金申し込み」

山崎正夫

(一) 事件の背景

寛政の改革を目指した「財政再建・資本償約施行」はどこへやら文化文政時代に入ると江戸では用柳・狂歌・浮世絵等町人文化が栄え、上方文化に対抗できるまでに成長してきた。又、農村には商品経済が広く浸透し、関東の農村を中心地主など豊かな農民と生活のために自分の土地を放さざるを

得ない貧窮農民の一極化が徐々に本格化していた。

そんな農村に襲いかかったのが天保の大飢饉であった。

文政十三年（一八三〇年）は天も順調で、村の小道には米粒が散乱するほどの大豊作であった。しかし、五十年前の天明の大飢饉を子ども頃に経験した村の老人たちは、当時の華美になつた村の生活、米価の高騰等を目の当たりにして、「もし、又、あの様な飢饉が起つたら、大変なことになるな」と感じていた。しかし、彼らの予感は不幸にも的中したのである。

（二）事件の発生

天保に改元した一八三〇年以降二年、三年と天候不順（日照りと多雨）が続き、稻の病虫害も発生して作柄も例年の半作になつてしまつた。そして、天保四年になる

と、事態は更に深刻になった。

春先から低温多雨の天候が続

六月に東北、八月に関東に暴風雨

が重なり、作柄は半作、又は、三分の一作の悪いものであった。世

に書う「天保の大飢饉」の始まりである。そして、この凶作は天保七年の飢饉ピークを迎えるまで続

いたため、全国的な米市場の品不足を生み、米価は年々高騰してい

つたのである。

この大飢饉のため、各藩では数万に及ぶ餓死者を生み、都市や農村には生活困窮者が満ちあふれ、百姓一揆や打ちこわしが続発した。

五井村とても、飢饉の惨状は同じであった。

五井村とて、飢饉の惨状は同

じであった。

（三）本史料のその後

（①）天保四年（一八三〇年）暮、い

よいよ生活に困りはてた南五

井村の下宿・新田地区の小前百

姓七三人は「御救夫食」に助け

を求めたのである。これに対し

て、藩は条例に従つて対処した

ので、農民たちもようやく、正

月を迎えたのであった。次

は、その時の農民たちの気持ち

が伝わってくる文章である。

「都合七拾三人之者共一同奉願上

候處御定法通持借坡難有奉存候」

（注）「御救夫食」とは、飢饉や

災害にあつた窮民を救済するための食料のこと。

（②）天保五年の節分も終わつた。今

年の米はどうだろう？しかし、天氣を心配するよりも、種類がない肥料もない。農民たちは、田植えまでの少しの期間、収入

になる仕事があれば、何でもやりたい、と思った。しかし、米

作の事が心配で、稼ぎにも出ら

れない。

（③）これに対して、名主又七、喜十郎外五人の組頭、金兵衛外五名の百姓代の村方三役は、「再三

之願立奉恐入村役人一同當惑仕候ニ付此段伺上候」と添え書

きを結んでいる。

（④）これに対し、名主又七、喜十

郎外五人の組頭、金兵衛外五名

の百姓代の村方三役は、「再三

之願立奉恐入村役人一同當惑

仕候ニ付此段伺上候」と添え書

きを結んでいる。

（⑤）本史料のその後

百姓たちがこの願書を出した翌

月の五月、村方三役は「奉持借

金証文之事」として、五十五両、

年末二十日返済期限の借用証文を

調査中である。

（⑥）「乍恐以書付奉願上候」山崎家

所蔵文書整理番号Cの三一より

古文書が語る

五井村の事件簿

(第三回)

「惣兵衛が体を勘当」

した！――

山崎 正夫

(一) はじめに

「勘当」とは？――

今度は乗用車を買うとの理由で
カネをせびりに来た放蕩息子にオ
ヤジが怒り、「これで何回目だと思
うんだ！お前などは勘当だ！」

親子の縁はこれまでだ。このカネ

を持ってトソと家を出でていけ！
――など――いう台詞がテレビドラ
マ等であります。

所が、連帯責任を重視した江戸
時代では、「勘当」が認められて
いたのです。

一人の人間の不法・違法行為によ
つて、親は勿論、五人組や村全
体の連帯責任が厳しく追及された
時代ですから、その人間を「勘当
」して、他人扱いすることで、家
の財産を守り、関係者は自分たち
の社会的連帯責任を回避しようと
したのです。

文政十年(千八百二十七年)の
正月が明けても、百姓惣兵衛は陰
鬱でした。体惣吉のことと、最後
の決断を迫られていたからです。

前者は、親の願書と村役人・五
人組頭の連印のある願書を併せて
代官所や奉行所に提出し、勘当帳
に記載して除籍をして貰う正式の
勘当で、後者は親・村役人等が当

でも、これはフイクションで、
今の民法では「勘当」という行為
が認められていないのは、ご存知
の通りです。

所が、連帯責任を重視した江戸

時代では、「勘当」が認められて
いたのです。

書向写控帳(山崎家所蔵古文書整理
番号C-25)という一冊の縁り

があります。これは、五井村から
代官所に提出した願書の控帳です
が、今回は、その中の「乍恐以書
付奉願上候」と書かれた一枚の古
文書が教えてくれた五井村の勘当
事件を紹介します。

(二) 事件の概要

この「勘当」とは？――

吉の勘当願を役所に提出すること
を決意しました。願書に認印を貢
う為に、叔父の新兵衛、五人組の
家々、そして、組頭の又七、名主
の茂平の家を訪ねたのですが、同
情してくれる人はかりで、反対す
る人はいませんでした。

出来上がった二通の願書を五井

の代官所に提出したのは文政十年
亥年(二月二十七日)のことでした。

数日して、代官所から勘当を許

可する旨の文書が来ました。それ
を知つてか、知らずか、惣吉はそ
の数日前から家に帰つていません。

惣吉の部屋からは身の回りのもの

該者を口答で言い渡すなど私的で
懲罰的な勘当です。

この他に、「久離勘当」(キユウ
リカントウ)といつて、駆け落ち
などで、長期に行方不明の者は「帳
外者」として扱われましたが江戸

時代も後期になると、勘当も久離
勘当も同じ意味で使われたよう
です。

(二) 文政九年正月 諸願

書向写控帳(山崎家所蔵古文書整理
番号C-25)という一冊の縁り

があります。これは、五井村から
代官所に提出した願書の控帳です
が、今回は、その中の「乍恐以書
付奉願上候」と書かれた一枚の古
文書が教えてくれた五井村の勘当
事件を紹介します。

(二) 事件の概要

この「勘当」とは？――

吉の勘当願を役所に提出すること
を決意しました。願書に認印を貢
う為に、叔父の新兵衛、五人組の
家々、そして、組頭の又七、名主
の茂平の家を訪ねたのですが、同
情してくれる人はかりで、反対す
る人はいませんでした。

出来上がった二通の願書を五井

の代官所に提出したのは文政十年
亥年(二月二十七日)のことでした。

数日して、代官所から勘当を許

可する旨の文書が来ました。それ
を知つてか、知らずか、惣吉はそ
の数日前から家に帰つていません。

惣吉の部屋からは身の回りのもの

で、夜になると、どこかに出だし
て、千島足で家に帰るのは何時も
夜中で、村中でも評判でした。

これまで、父親として、何度も
注意したが馬鹿東風、最近では、
親類や名主の惣兵衛にも意見をし
てもらつたのですが、その身持ち
の悪さを反省するどころか、益々
酷くなつてゐたのです。(惣兵衛
ハ勿論親類組合村役人一同度々意
見差加候得共一向聞入不申日頃不
埠相募)

惣兵衛は家を守るために体、惣
吉の勘当願を役所に提出すること
を決意しました。願書に認印を貢
う為に、叔父の新兵衛、五人組の
家々、そして、組頭の又七、名主
の茂平の家を訪ねたのですが、同
情してくれる人はかりで、反対す
る人はいませんでした。

(三) 遺記

五井での子孫が特定されない
ようだ、勘当事件の当事者の父親
と体は仮名にしてあります。

五井の部屋からは身の回りのもの